



3. 緑地の整備方針・指定方針

(1) 施設緑地の整備目標及び配置方針

①都市公園

【整備目標】

都市公園の目標年次（平成37年）の整備目標は、都市計画区域で149箇所（215.21ha）、市街化区域内で111箇所（66.14ha）とします。

【配置方針】

□住区基幹公園

- ・街区公園は、機能的な代替が可能な公共施設緑地を含めた誘致圏からみて、市街化区域内において不足する区域を中心に23箇所（5.48ha）を新設するとともに、既設の公共施設緑地3箇所（0.51ha）を移行します。
- ・近隣公園については、市街化区域内において不足する区域を中心に6箇所（5.81ha）を新設するとともに、既設公園1箇所（1.00ha）を拡大し、既設の公共施設緑地1箇所（0.78ha）を移行します。
- ・地区公園については、市街化区域内において不足する東部及び南部に各1箇所の計2箇所（8.00ha）を新設します。

（既設）街区公園	71箇所（12.98ha）	
近隣公園	16箇所（19.25ha）	
地区公園	3箇所（16.64ha）	
（新設）街区公園	23箇所（5.48ha）	
近隣公園	6箇所（5.81ha）	
地区公園	2箇所（8.00ha）	
（移行）街区公園	3箇所（0.51ha）	・・・既設公共施設緑地
近隣公園	1箇所（0.78ha）	・・・既設公共施設緑地
（拡大）近隣公園	1箇所（1.00ha）	
地区公園	1箇所（0.36ha）	

□都市基幹公園

- ・総合公園については、迫間自然観察公園を0.42ha拡大します。
- ・運動公園については、南部の市街地における拠点的な公園として、またスポーツ・レクリエーション需要に応えるため、1箇所（20.00ha）を新設するとともに、現在の3箇所27.90haを維持します。

（既設）総合公園	2箇所（24.78ha）
運動公園	3箇所（27.90ha）
（新設）運動公園	1箇所（20.00ha）
（拡大）総合公園	1箇所（0.42ha）

□都市緑地

- ・都市緑地については、現在の18箇所（71.30ha）を維持します。

（既設）都市緑地 18箇所（71.30ha）

②公共施設緑地

【整備目標】

公共施設緑地の目標年次（平成37年）の整備目標は、都市計画区域で293箇所（176.69ha）、市街化区域内で209箇所（107.25ha）とします。

【配置方針】

- ・児童遊園は、都市公園に移行する1箇所（0.22ha）を除く、既設の33箇所（3.65ha）を維持します。
- ・スポーツ広場は、都市公園に移行する1箇所（0.78ha）を除く、既設の7箇所（3.31ha）を維持します。
- ・公共レクリエーション施設は、既設の5箇所（7.57ha）を維持します。
- ・公共住宅幼児遊園は、都市公園に移行する1箇所（0.17ha、同時に0.01haを拡大）を除く、既設の37箇所（2.02ha）を維持します。
- ・公共運動場等については、7箇所（5.36ha）を維持します。
- ・開発公園は、既設の62箇所（1.34ha）を維持するとともに、適切な開発指導に努めることにより20箇所（0.25ha）の新設を見込みます。
- ・公共空地は、都市公園に移行する1箇所（0.11ha）を除く、既設の24箇所（10.29ha）を維持するとともに、3箇所（0.10ha）を新設します。
- ・教育施設は、94箇所（142.43ha）を維持するとともに、統合に伴い2箇所（0.66ha）を廃止し、代替施設として1箇所（0.37ha）を新設します。

（既設）児童遊園	33箇所（ 3.65ha）
スポーツ広場	7箇所（ 3.31ha）
公共レクリエーション施設	5箇所（ 7.57ha）
公共住宅幼児遊園	37箇所（ 2.02ha）
公共運動場等	7箇所（ 5.36ha）
開発公園	62箇所（ 1.34ha）
公共空地	24箇所（10.29ha）
教育施設	94箇所（142.43ha）
（新設）開発公園	20箇所（ 0.25ha）
公共空地	3箇所（ 0.10ha）
教育施設	1箇所（ 0.37ha）
（廃止）教育施設	2箇所（ 0.66ha）



③民間施設緑地

【整備目標】

民間施設緑地は現況のまま位置づけるものとし、目標年次（平成37年）の整備目標は、都市計画区域で297箇所（474.33ha）、市街化区域内で131箇所（47.10ha）とします。

【配置方針】

- ・ゴルフ場、ゲートボール場、民間レクリエーション施設、開放施設、貸し農園、社寺境内地による民間施設緑地は、今後とも維持されるものとして位置づけます。

（既設）ゴルフ場	7箇所（348.75ha）
ゲートボール場	23箇所（ 2.13ha）
民間レクリエーション施設	15箇所（ 12.42ha）
開放施設	17箇所（ 7.22ha）
貸し農園	6箇所（ 0.85ha）
社寺境内地	229箇所（102.96ha）

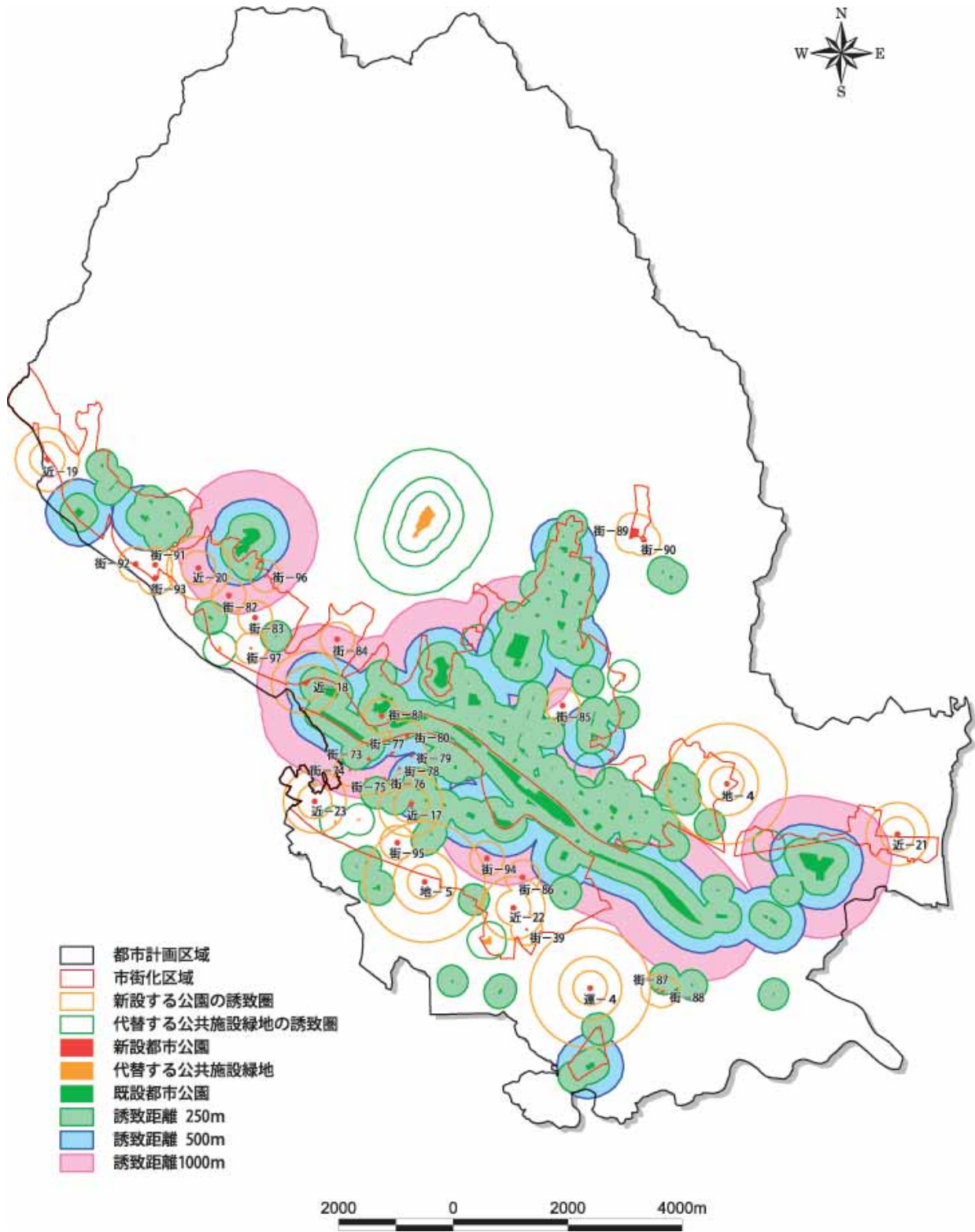
④主要な都市公園等の規模及び配置

都市公園等（都市公園及び公共施設緑地）のうち、概ね4ha以上の規模を持つ緑地の一覧は次のとおりです。

表 概ね4ha以上の都市公園等

図面対照番号	種別	名称	現況 (平成16年) ha	目標 (平成37年) ha	備考
地-2	地区公園	足利公園	4.54	4.90	拡大(0.36ha)
地-3	地区公園	山前公園	8.30	8.30	
地-4	地区公園	新設地区公園①		4.00	新設
地-5	地区公園	新設地区公園②		4.00	新設
総-1	総合公園	織姫公園	10.50	10.50	
総-2	総合公園	迫間自然観察公園	14.28	14.70	拡大(0.42ha)
運-1	運動公園	総合運動場	12.00	12.00	
運-2	運動公園	五十部運動場	6.30	6.30	五十部運動公園
運-3	運動公園	渡良瀬運動場	9.60	9.60	渡良瀬緑地410.3haの一部
運-4	運動公園	(仮称)南部運動公園		20.00	新設
都緑-5	都市緑地	岩井分水路緑地	17.00	17.00	渡良瀬緑地410.3haの一部
都緑-8	都市緑地	借宿緑地	5.10	5.10	渡良瀬緑地410.3haの一部
都緑-13	都市緑地	中橋緑地	7.50	7.50	渡良瀬緑地410.3haの一部
都緑-15	都市緑地	本町緑地	6.10	6.10	渡良瀬緑地410.3haの一部
都緑-16	都市緑地	梁田緑地(足利渡良瀬ゴルフ場)	26.00	26.00	渡良瀬緑地410.3haの一部
公空-24	公共空地	憩いの森	5.21	5.21	
教-72	教育施設	西中学校	4.00	4.00	
教-74	教育施設	山辺中学校	4.17	4.17	
教-79	教育施設	足利工業高等学校	4.69	4.69	
教-85	教育施設	足利商業高等学校	4.20	4.20	
教-87	教育施設	足利南高等学校	5.99	5.99	
教-89	教育施設	足利工業大学	15.12	15.12	

図 施設緑地の配置方針図



緑・緑地の配置等の方針
第3章



(2) 地域制緑地の指定目標及び保全方針

①法によるもの

【整備目標】

法によるものの目標年次（平成37年）の指定目標は、11,286.57ha（地域制緑地間の重複1,626.62haを除く）とします。

【指定及び保全方針】

□特別緑地保全地区

- 市街地内にあって良好な緑地環境が形成されている東山風致地区、浅間山風致地区、明神山風致地区の樹林地については、保全に対する担保性を高めるため、特別緑地保全地区として3地区53.99haについて指定を検討し、その保全を図ります。

□風致地区

- 市街地の樹林、水辺等によって形成される良好な風致を、建物や工作物の開発内容について、一定の規制を行いながら保全するために指定する風致地区については、現在の風致地区のうち、特別緑地保全地区に変更する区域を除いた7地区394.86haの指定を継続します。

□県立自然公園(特別地域)

- 優れた自然の風景地を公園として定め、管理する区域のうち、特に重要な地域である県立自然公園特別地域については、現在の439.90haの指定を継続し、土地利用の改変を制限することにより、緑地の保全を図ります。

□県立自然公園(普通地域)

- 優れた自然の風景地を公園として定め、管理する地域である県立自然公園普通地域については、現在の880.10haの指定を継続し、土地利用の改変を制限することにより、緑地の保全を図ります。

□自然環境保全地域

- 貴重な自然の保全や市民の保健休養、自然研究の場として利用するための地域として定める自然環境保全地域については、現在の34.71haの指定を継続し、自然を損なうおそれのある行為を制限することで、その保全を図ります。

□その他法によるもの

- その他法によるものとしては、農業振興地域農用地区域（1,524.30ha）、河川区域（911.33ha）、国有林（241.00ha）、保安林区域（675.00ha）、地域森林計画対象民有林（7,758.00ha）が指定されています。
- これらの緑地は本市における重要な緑地と位置づけられることから、指定を今後とも継続し、その維持・保全を図ります。

表 地域制緑地の一覧

図面対照 番号	種 別	名 称	現 況 (平成15年) ha	目 標 (平成37年) ha	備 考
緑保-1	特別緑地保全地区	(仮称) 東山特別緑地保全地区		31.97	新規(風致地区からの変更)
緑保-2	特別緑地保全地区	(仮称) 浅間山特別緑地保全地区		21.37	新規(風致地区からの変更)
緑保-3	特別緑地保全地区	(仮称) 明神山特別緑地保全地区		0.65	新規(風致地区からの変更)
特別緑地保全地区			0.00	53.99	
風致-1	風致地区	足利史蹟風致地区	10.00	10.00	
風致-2	風致地区	両崖山風致地区	332.90	332.90	
風致-3	風致地区	東山風致地区	56.00	24.03	縮小(特別緑地保全地区への変更)
風致-4	風致地区	岩井山風致地区	5.00	5.00	
風致-5	風致地区	浅間山風致地区	33.70	12.33	縮小(特別緑地保全地区への変更)
風致-6	風致地区	明神山風致地区	3.00	2.35	縮小(特別緑地保全地区への変更)
風致-7	風致地区	旧袋川風致地区	8.25	8.25	
風致地区			448.85	394.86	
県立自然公園(特別地域)			439.90	439.90	
県立自然公園(普通地域)			880.10	880.10	
自然環境保全地域			34.71	34.71	
農振農用地区域			1,524.30	1,524.30	
河川区域			911.33	911.33	
国有林			241.00	241.00	
保安林区域			675.00	675.00	
地域森林計画対象民有林			7,758.00	7,758.00	
文化財		38箇所			
法によるもの 計			12,913.19	12,913.19	
地域制緑地間の重複			1,626.62	1,626.62	
地域制緑地 計			11,286.57	11,286.57	

注) 特別緑地保全地区の面積及び河川区域の面積は、図上計測による。



図 地域制緑地の指定方針図

